

令和4年4月1日以降の工事請負契約及び設計等委託契約について

ダンピング防止対策を強化し、総合評価方式及び低入札価格調査制度をより適切に運用するため、令和4年4月1日以降、以下のとおり契約制度の見直しを行います。

1 最低制限価格制度について

<工事請負契約>

(1) 適用案件が変わります

総合評価方式以外の予定価格 200 万円以上の全ての案件に適用します。

※ 現行では、予定価格 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満の案件について、入札制度を問わず適用しています。

(2) 算定基準が変わります

直接工事費等に乗じる各係数が変わります。また、設定範囲が予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までとなります。

<設計等委託契約>

設定範囲が予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までとなります。(算定基準は非公表です。)

※ 別紙 1 参照

2 低入札価格調査制度について

(1) 適用案件が変わります

総合評価方式を適用し発注する全ての案件に適用します。

※ 現行では、予定価格 1 億 5,000 万円以上の案件について、入札制度を問わず適用しています。

※ 別紙 1 参照

(2) 調査基準価格が変わります

直接工事費等に乗じる各係数が変わります。また、設定範囲が予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までとなります。

※ 別紙 1 参照

(3) 失格基準を設定します

これまで設定されていなかった、価格による失格基準等を設定します。開札時に確認し、失格基準に該当する場合は、ヒアリングを行わずに、失格となります。

ア 価格による失格基準

直接工事費等に係数を乗じて得た額を合計した価格を価格による失格基準とし、これを下回る価格で入札を行った場合、失格となります。

イ 工事成績による失格基準

入札参加希望申請を行った日以前の直近3件の工事に、葛飾区の工事で工事成績が60点未満のものがある場合、失格となります。

※ 別紙1参照

(4) 資料提出の取扱いが変わります

ア 開札時の取扱い

開札後、価格による失格基準等について確認を行った後、調査対象者がいる場合、開札結果を入札参加者に通知します。(調査はこの時点では辞退ができます。)

調査対象者は区が指定する期日までに調査資料を提出していただきます。調査対象者が複数になる場合でも、提出期日は同日となります。

※ 上位の順位者が、調査の結果落札者となった場合等に、下位の順位者は資料提出をしてもヒアリングを行わずに、落札者とならない場合があります。

※ 調査対象者が全者辞退又は失格となった場合、最も順位の高い低入札価格調査対象外の者が落札者となります。(最も順位の高い低入札価格調査対象外の者は落札者決定を辞退できません。)

※ 別紙2参照

イ 資料の様式

これまで任意の様式でしたが、資料の様式を定めます。資料の不足等が確認された場合、失格となりますので、ご注意ください。

(5) 低入札価格調査をより厳格に行います

ダンピング防止対策を強化する観点から、低入札価格調査をより厳格に行います。また、「契約の内容に適合しないおそれがある」と判断し、失格とする場合の基準をより明確なものとしします。

※ 詳細は別途公表する、「要綱」及び「マニュアル」をご確認ください。

(6) 落札者決定に時間がかかる場合があります

低入札価格調査に該当した場合、調査を行った上で、落札者決定を行います。そのため、落札者決定に時間がかかる場合があります。(第1順位者が調査の結果失格となった場合、第2順位者に対し、調査を行います。)

また、案件ごとに低入札価格調査を実施する期限を設けます。複数回調査を行い、当該期限までに落札者決定できない場合は、入札を打ち切ります。(調査を行っている最中に打ち切ることはありません。)

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

葛飾区では、予定価格 200 万円以上の工事請負契約及び設計等委託契約にかかる入札において、最低制限価格制度を適用しております。また、総合評価方式を適用する工事請負契約にかかる入札については、低入札価格調査制度が適用されます。

1 最低制限価格制度について

最低制限価格の設定対象となる工事請負契約及び設計等委託契約にかかる入札においては、最低制限価格未満の入札は無効となります。

<工事請負契約>

(1) 対象案件

予定価格 200 万円以上の工事請負契約にかかる総合評価方式以外の入札

(2) 最低制限価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内において、次の算定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90% +一般管理費×68%) +消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

<設計等委託契約>

(1) 対象案件

予定価格 200 万円以上の設計等委託契約（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査）にかかる入札

(2) 最低制限価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内において設定されます。（算定基準は非公表です。）

2 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の対象となる工事請負契約にかかる入札においては、調査基準価格未満の入札は低入札価格調査の対象となります。また、失格基準に該当する場合は、失格となります。

(1) 対象案件

工事請負契約にかかる総合評価方式を適用する入札

(2) 調査基準価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内において、次の算定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90% +一般管理費×68%) +消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

(3) 失格基準

① 価格による失格基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内において、次の算

定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費×92%+共通仮設費×85%+現場管理費×85% +一般管理費×63%) +消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

② **工事成績による失格基準**

入札参加希望申請を行った日以前の直近3件の工事に、葛飾区の工事で工事成績が60点未満のものがある場合、失格となります。

(4) **低入札価格調査**

制度の詳細及び調査方法等については「低入札価格調査制度実施要綱」及び「葛飾区低入札価格調査制度に係るマニュアル」を参照ください。

開札結果と対応(例)

1 開札結果

予定価格	50,000,000	⇒実際は非公開
調査基準価格	45,000,000	
失格基準	42,500,000	

No.	参加者	入札金額	価格点	施工能力評価点	合計点数	順位
1	A	36,000,000	-	-	-	失格
2	B	41,500,000	-	-	-	失格
3	C	49,000,000	1.8	14.5	16.3	第6順位
4	D	43,600,000	11.5	24.0	35.5	第1順位(低入札)
5	E	43,200,000	12.2	20.5	32.7	第2順位(低入札)
6	F		-	-	-	辞退
7	G	46,800,000	5.8	26.0	31.8	第3順位
8	H	50,000,000	0.0	14.0	14.0	第7順位
9	I	47,500,000	4.5	22.5	27.0	第4順位
10	J	44,200,000	10.4	16.0	26.4	第5順位(低入札)

※失格の場合、入札金は公表されません。

2 順位ごとの対応

順位	参加者	対応
第1順位(低入札)	D社	調査を行う。(辞退可)
第2順位(低入札)	E社	第1順位者が失格・辞退の場合、調査を行う。(辞退可)
第3順位	G社	第1順位者、第2順位者が失格・辞退の場合、落札者とする。(辞退不可)
第4順位	I社	落札者とならない。
第5順位(低入札)	J社	
第6順位	C社	
第7順位	H社	
価格による失格基準割れ	A社	
価格による失格基準割れ	B社	
辞退	F社	

落札候補者

(D社、E社の資料提出日は同日同時刻とする。)

・開札後、低入札価格調査対象者がいた場合、その旨を、参加者にお知らせします。
 ・この場合、落札対象となるのは第3順位のG社までです。
 ・D社、E社に対し、低入札価格調査を受けるかの意向確認及び資料請求を行います。
 ・他者の意向については、公平性の確保の観点から公表しません。

※ D社、E社が工事成績による失格基準に該当する場合は、失格とし落札者とならない。